

県立精和病院職員による非違行為の発生についてお詫び申し上げます。

令和7年9月3日に沖縄県病院事業局長から、当院看護補助員（会計年度任用職員）の非違行為に対する処分があり、9月4日にこれを公表したところで

非違行為の内容は、精神保健福祉法第40条の3に基づく入院患者への虐待行為であり、令和7年4月24日に病棟勤務の看護補助員が「病室において入院患者への介助を行う際、患者の頭髪と腕を掴みベッドに戻す」という行為を行ったところでございます。

当該行為の発生を受け、同室していた医師が当該職員を注意したところ、直後に再度同様の行為を行うことがあり、当院としては、虐待疑い行為が発生したものととして4月28日に沖縄県の虐待通報窓口に通報を行いました。

また、患者様御本人並びにご家族様に対しましては、主治医から謝罪を行ったところでございます。

なお、当院の通報に対し、沖縄県からは令和7年5月15日付け文書により、当院看護補助員の行った行為は、精神保健福祉法第40条の3に基づく虐待行為に該当するとの通知がございました。

今回の行為により患者様御本人に怪我などはございませんが、「頭髪と腕を掴みベッドに戻す」という行為は決して許されるものではないと認識しております。

発生後、当院全職員に対し、注意喚起を行い、虐待行為チェックリストによる自主点検や研修を実施するなど虐待防止の措置を講じたところであり、今後も引き続き、必要な措置を講じてまいります。

この度は患者御本人様、ご家族様、県民の皆様に対し、大変ご不快な思いをさせてしまいましたことを心からお詫び申し上げますとともに、県民皆様の信頼回復に向け、病院の適切な管理・運営に努めてまいります。

令和7年9月4日  
沖縄県立精和病院  
院長 屋良 一夫